

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年5月 27 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2400189 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500004 号

第 1　結論

請求者の A 事業所における請求期間の標準賞与額を 16 万 5,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 47 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 27 年 12 月 25 日

私は、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が誤っていたため、年金記録の訂正請求を行い、資格喪失年月日が平成 27 年 12 月 31 日から平成 28 年 1 月 1 日に訂正されたが、請求期間の賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 事業所から提出された請求者に係る平成 27 年分賃金台帳及び請求者から提出された請求期間の賞与支給明細書により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 16 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出（平成 28 年 3 月 10 日年金事務所受付）しているが、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 27 年 12 月 31 日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に提出（平成 28 年 3 月 8 日年金事務所受付）していることから、請求期間の賞与額は厚生年金保険料賦課の対象とならない記録とされていたため、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2400219 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500005 号

第 1　結論

請求期間について、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 26 年 8 月 29 日、標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 8 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 26 年 8 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 60 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成26年 8 月

私は、A 社から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第 3　判断の理由

A 社の回答及び B 銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）並びに同僚の賞与支払明細書により、請求者は、請求期間において事業主から 50 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、A 社の回答及び上記預金取引明細表（流動性）並びに同僚の賞与支払明細書から、平成 26 年 8 月 29 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付

していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2400217 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2500006 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から同年 6 月 2 日まで

国の記録では、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 9 年 6 月 2 日となっているが、私は、同年 1 月 1 日に同社に入社し、請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、同日を同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が氏名を挙げた複数の同僚の回答から、請求者は、請求期間において A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社に対して文書照会を行ったが、同社から回答を得られないことから、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

また、請求者に係る雇用保険被保険者の記録によると、A 社における被保険者資格の取得年月日は平成 9 年 6 月 2 日であることを確認できる上、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、厚生年金基金の加入年月日は同日と確認でき、いずれもオンライン記録で確認できる請求者に係る同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

さらに、前述のとおり、オンライン記録によると、請求者は、A 社において平成 9 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるとこ

ろ、当該資格取得の処理は同月 13 日に行われていることが確認できる上、不自然な訂正は見当たらない。

加えて、請求者が氏名を挙げた同僚の一人は、同僚自身が A 社に入社した時期よりも、同社が加入していた厚生年金基金の加入員資格取得年月日が 5 か月後となっていることから、同社では入社後 5 か月間の試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。